

公益社団法人 山形青年会議所
2015年度 次年度役員選考委員選挙 実施要項

次年度役員選考委員選挙
選挙管理委員会
委員長 齊藤 秀昭

1, 選挙日時

本年度の次年度役員選考委員選挙は、2015年6月21日（日）07:30～10:00
6月例会の会場、霞城公園内県立体育館に投票所を設置し行うものとする。

2, 選挙権及び被選挙権

① 選挙権および被選挙権は、公益社団法人 山形青年会議所役員選任に関する規程第9条第2項に準拠する。

◆公益社団法人 山形青年会議所役員選任に関する規程 第9条第2項
正会員は、次年度役員選考委員選挙の選挙権および被選挙権を有する。
ただし以下の者は被選挙権を有しない。

- ・ 2月末まで会費未納の者
ただし、会費の延期または分納を、理事長が正当な理由ありと認められた者を除く。
- ・ 5月末まで例会及び総会出席率50パーセント未満の者
- ・ 正会員最終年度の者
- ・ 理事長及び理事長経験者 (以上抜粋)

② 本年度は上記規程第9条第2項に加えて、正会員となって会員歴3年以上を経過していない者は被選挙権を有しないものとする。ただし理事経験者はその限りではない。(入会年度は入会月を問わず1年とみなす。)

③ その他選挙管理委員会が認めた者は、被選挙権を有しないものとする。

3, 選挙に関する公示

- ① 上記規程に基づき被選挙権を有する者の名簿(以下、被選挙人名簿という)を作成し、公示する。公示は、5月29日(金)に事務局内での掲示と山形青年会議所ホームページ内の会員専用コーナーでの掲示にて行う。
- ② 前項の被選挙人名簿に異議ある会員は、5月30(土)10:00～12:00までに選挙管理委員会に対しメールにて異議の申し立てを行うことができる。
- ③ 選挙管理委員会は前項の申し立てを受けた場合は、6月2日(火)10:00から12:00までに異議申し立て者からヒアリングを行い、これを審議し裁定の結果確認した名簿を再公示する。
- ④ ①の期間内に異議の申し立てのない場合は、異議申し立て期間の満了をもって、異議の申し立てがなされた場合は前項の公示をもって、被選挙人名簿を確定する。

4, 選挙方法

- ① 選挙は、7名以内連記の一般選挙により次年度役員選考委員15名の被選挙権を有するもの(以下、被選挙人という)より選出する。
- ② 投票所には、選挙管理委員会が待機し、選挙状況を監視する。不正があった場合は直ちに選挙を中断し、善後策を検討するものとする。
- ③ 投票用紙は選挙管理委員会が指定する用紙を使用する。
- ④ 累積投票、代理投票又は郵送による投票は、いずれも認めない。
- ⑤ やむを得ない理由により直接投票できない場合、選挙権を有するもの(以下、選挙人という)は下記第5項の方法によって不在者投票をなすことができる。
- ⑥ 上記の定める方法によらない一切の投票は無効とする。

5, 期日前投票

6月17日(水)、18日(木)、19日(金)の3日間、正午12:00～16:00の時間帯に、事務局内投票所にて、選挙管理委員会立ち会いの下、期日前投票を行う。

6, 開票

- ① 開票は、投票終了後開票場にて直ちに選挙管理委員会が行う。
- ② 当選は得票数の多い順から順次とし、得票数が同数の場合は正会員歴の長いものを優先とし、得票数・会員歴がともに同じ時は生年月日の早い者を優先とする。

7, 選挙結果の発表

- ① 選挙管理委員会は、開票後直ちに選考委員当選人の氏名を正会員に発表するものとする。
- ② 発表は、当選人のほか有効得票数と最高・最低得票数を公表するものとする。
- ③ 発表は、事務局内での掲示と山形JCホームページ内の会員専用コーナーでの掲示にて行う。